

令和3年度答申第57号
令和3年12月23日

諮問番号 令和3年度諮問第48号（令和3年10月22日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 平均賃金決定処分に関する件

答 申 書

審査請求人（亡X₁審査請求承継人）X₂からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）12条の8第1項2号に規定する休業補償給付の支給請求をした承継前審査請求人X₁（以下「承継前審査請求人」という。）に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）12条8項の規定に基づき、その平均賃金を決定する処分（以下「本件決定処分」という。）をしたところ、承継前審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

なお、本件審査請求の後に承継前審査請求人が死亡したことから、その相続人であるX₂が審査請求人の地位を承継した。

1 関係する法令等の定め

(1) 保険給付

労災保険法7条1項は、この法律による保険給付は、同項各号に掲げる保険給付とすると規定し、同項1号には、労働者の業務上の負傷、疾病、傷害

又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付が掲げられている。そして、労災保険法12条の8第1項は、業務災害に関する保険給付は、同項各号に掲げる保険給付とすると規定し、同項1号には療養補償給付が、同項2号には休業補償給付が掲げられている。

(2) 給付基礎日額と算定事由発生日

労災保険法8条1項（令和2年法律第14号による改正（同年9月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は労働基準法12条の平均賃金に相当する額とし、この場合において、同条1項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日（以下「算定事由発生日」という。）は、診断によって労災保険法7条1項1号に規定する疾病の発生が確定した日とすると規定している。

(3) 平均賃金

ア 労働基準法12条1項は、この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日（算定事由発生日）以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいうと規定し、同項から同条6項までに平均賃金の算定方法が規定されている。そして、労働基準法12条8項は、同条1項から6項までの規定によって算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによると規定している。

イ 上記アを受けて制定された「労働基準法第12条第1項乃至第6項の規定によって算定し得ない場合の平均賃金」（昭和24年労働省告示第5号。以下「本件告示」という。）は、都道府県労働局長が労働基準法12条1項から6項までの規定によって算定し得ないと認めた場合の平均賃金は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによると規定している（2条）。

ウ 上記イを受けて発出された「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」（昭和50年9月23日付け基発第556号労働省労働基準局長通達（昭和53年2月2日付け基発第57号による改正後のもの。以下「第556号通達」という。））は、労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合における当該労働者の平均賃金については、当該労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（以下「最終事業場」という。）を離職した日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日（診断によって疾病発生が確定した

日をいう。以下同じ。)までの賃金水準の上昇を考慮して、算定すると定めている(記1)。

そして、最終事業場を離職した日以前3か月間に支払われた賃金が不明な場合については、「業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金額が不明な場合の平均賃金の算定について」(昭和51年2月14日付け基発第193号労働省労働基準局長通達(昭和53年2月2日付け基発第57号による改正後のもの。以下「第193号通達」という。))が、算定事由発生日を起算日とし、次の(ア)から(オ)までの方法により推算した金額を基礎として、平均賃金を算定する(なお、(ア)から(オ)までの方法は、適当なものまで順次繰り下げて適用し、(ウ)から(オ)までの方法により推算した金額を基礎として平均賃金を算定する場合には、これらの方法により推算した金額を30.4で除して算定する。)と定めている。

- (ア) 算定事由発生日に最終事業場で業務に従事した同種労働者の一人平均の賃金額より推算する方法(以下「(ア)の方法」という。)
- (イ) 算定事由発生日に最終事業場所在の地域又はその地域と生活水準若しくは物価事情を同じくすると認められる他の地域における同種同規模の事業場(事業場が多数ある場合には、適宜選定し、五つ以下の事業場に限定することができる。)において業務に従事した同種労働者の一人平均の賃金額により推算する方法(以下「(イ)の方法」という。)
- (ウ) 当該労働者の職種が屋外労働者職種別賃金調査(以下「屋外職賃調査」という。)の建設業、港湾運送関係事業又は陸上運送関係事業における調査対象職種に該当する場合には、建設業にあつては最新の屋外職賃調査(全国計)における「職種、企業規模及び年齢階級別きまって支給する現金給与額」(一人1日平均現金給与額に一人1月平均実労働日数を乗じて算出する。)に最終事業場所在の都道府県別の賃金格差を考慮して得た金額を、港湾運送関係事業及び陸上運送関係事業にあつては最新の屋外職賃調査(全国計)における「職種及び企業規模別きまって支給する現金給与額」(一人1日平均現金給与額に一人1月平均実労働日数を乗じて算出する。)に最終事業場所在の都道府県別(港湾運送関係事業においては、港湾別)及び年齢階級別の賃金格差を考慮して得た金額を基礎とし、これに毎月勤労統計調査(以下「毎勤調査」という。)における当該屋外職賃調査の調査対象年月が属する四半期と算定事由発生日が属する月の前々月間の賃金水準の変動を考慮して推算する方法(以

下「(ウ)の方法」という。)

(エ) 当該労働者の職種が賃金構造基本統計調査（以下「賃金構造調査」という。）の調査対象職種に該当する場合には、最新の賃金構造調査（全国計）における「職種、企業規模及び年齢階級別きまって支給する現金給与額」（以下「決まって支給する現金給与額」という。）に最終事業場所在の都道府県別賃金格差を考慮して得た金額を基礎とし、これに毎勤調査における当該賃金構造調査の調査対象年月が属する四半期と算定事由発生日が属する月の前々月間の賃金水準の変動を考慮して推算する方法（以下「(エ)の方法」という。)

(オ) 最新の賃金構造調査（全国計）における決まって支給する現金給与額に最終事業場所在の都道府県別賃金格差を考慮して得た金額を基礎とし、これに毎勤調査における当該賃金構造調査の調査対象年月が属する四半期と算定事由発生日が属する月の前々月間の賃金水準の変動を考慮して推算する方法（以下「(オ)の方法」という。)

(4) 事務の所轄

ア 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）1条2項（令和2年厚生労働省令第141号による改正（同年9月1日施行）前のもの）は、労働者災害補償保険に関する事務は、厚生労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うと規定している。

イ 労災保険法施行規則1条3項（令和2年厚生労働省令第141号による改正（同年9月1日施行）前のもの）は、上記アの事務のうち、保険給付に関する事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 承継前審査請求人は、昭和39年1月頃、B地所在の会社（工場）において構内下請業者として産業用機械の鉄製部品の加工を行っていた個人事業主（屋号を「C」又は「C'」と称し、労働者を10人くらい雇用して、鍛冶屋の仕事をしていた個人事業主。以下「C」という。）に雇用された。昭和39年4月上旬、当時15歳であった承継前審査請求人は、労働災害により肝臓を損傷し、病院での手術の際に輸血を受けた。その後、承継前審査請求人は、Cを退職した（なお、上記会社（工場）は現存しておらず、Cも廃業

している。)

承継前審査請求人は、平成4年頃、B型肝炎のキャリアであると診断された後、平成26年4月に「B型慢性肝炎の肝炎治療適応あり」と診断され、同年5月30日に受診した医療機関において「多発肝細胞がん、B型肝炎」と診断された。

(保険給付実地調査復命書、承継前審査請求人からの聴取書、医療機関の「意見書の提出について」と題する書面、療養補償給付たる療養の給付請求書)

- (2) 承継前審査請求人は、平成26年12月16日、D労働基準監督署長(以下「本件労基署長」という。)に対し、労災保険法12条の8第1項1号に規定する療養補償給付の支給請求をしたところ、本件労基署長は、承継前審査請求人に発症した肝がん(多発肝細胞がん。以下「本件疾病」という。)は業務上の負傷に起因する疾病に該当する(なお、傷病年月日は、上記(1)の医療機関を受診した平成26年5月30日とする。)として、平成27年1月30日付けで、承継前審査請求人に対し、療養補償給付の支給決定をした。

(療養補償給付たる療養の給付請求書、保険給付実地調査復命書、労働基準行政システムの「休業(請求・追回)詳細画面」及び「診療費受付給付一覧画面」の登録情報)

- (3) 承継前審査請求人は、平成30年3月30日、本件労基署長に対し、労災保険法12条の8第1項2号に規定する休業補償給付の支給請求をしたところ、本件労基署長は、承継前審査請求人の離職時の賃金額が不明であるため、休業補償給付の支給決定をすることができないとして、同年7月31日付けで、処分庁に対し、承継前審査請求人の平均賃金の決定を依頼した。

(休業補償給付支給請求書、「平均賃金決定の依頼について」と題する書面)

- (4) 処分庁は、平成30年8月7日付けで、承継前審査請求人に対し、労働基準法12条8項の規定に基づき、承継前審査請求人の平均賃金を6,130円と決定する処分(本件決定処分)をし、これを受けて、本件労基署長は、同月20日付けで、承継前審査請求人に対し、休業補償給付の支給決定をした。

(平均賃金決定通知書、労働基準行政システムの「休業(請求・追回)詳細画面」の登録情報)

- (5) 承継前審査請求人は、平成30年8月21日、処分庁を経由して、審査庁

に対し、本件決定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和3年10月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

- (7) 承継前審査請求人が令和3年3月9日に死亡したことから、その相続人であるX₂が、同年11月30日付けで、審査庁に対し、本件審査請求における審査請求人の地位を承継したことを届け出た。

(審査請求人地位承継届出書、承継前審査請求人に係る死亡届及び死亡診断書、戸籍全部事項証明書)

3 審査請求人の主張

処分庁の決定した平均賃金の額は不当に低すぎ、この金額を基に休業補償給付を受けても、給付額が不当に低く、生活に困窮するから、本件決定処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件疾病は、承継前審査請求人がCを退職した後に発症したものであるから、本件は、労働者が離職後に業務上疾病にかかった場合に当たり、労働基準法12条1項から6項までの規定によって平均賃金を算定することができない事案である。したがって、本件では、労働基準法12条8項及び本件告示2条の規定に基づき、厚生労働省労働基準局長が平均賃金を定めることとなる。
- 2 労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（最終事業場）を離職している場合における当該労働者の平均賃金は、離職した日以前3か月間の賃金額が明らかであるときは第556号通達により、当該賃金額が明らかでないときは第193号通達により算定することとされている。
- 3 本件でも、承継前審査請求人がCを離職した日以前3か月間の賃金額が明らかであれば、第556号通達により平均賃金を算定すべきことになる。承継前審査請求人は、E労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の担当官による聴取において、「給与は日給600円だったと思います。」と述べているが、これを証明する客観的な資料や証言はなく、Cが既に廃業しているため、承継前審査請求人の離職時の賃金額を確認することができない。したがって、承継前審査請求人がCを離職した日以前3か月間の賃金額は、明らかでないといわざるを得ない。

4 そこで、処分庁は、以下のとおり、第193号通達により承継前審査請求人の平均賃金を算定した。

(1) 第193号通達によると、平均賃金は、算定事由発生日を起算日とし、(ア)の方法から(オ)の方法までにより推算した金額を基礎として算定することとされている。そして、(ア)の方法から(オ)の方法までは、適当なものまで順次繰り下げて適用することとされ、(ウ)の方法から(オ)の方法までにより推算した金額を基礎として平均賃金を算定する場合には、これらの方法により推算した金額を30.4で除して平均賃金を算出することとされている。

本件では、(ア)の方法は、Cが廃業しているため、用いることができず、(イ)の方法は、本件労基署の調査により同種労働者を確認することができなかつたため、用いることができなかった。また、(ウ)の方法は、屋外職賃調査が平成17年度に廃止されているため、算定事由発生日が平成26年5月30日である承継前審査請求人の場合には用いることができなかった。さらに、(エ)の方法は、承継前審査請求人が入社直後で、その職種が明確でなく、賃金構造調査の調査対象職種のいずれに該当するかの判断ができないため、用いることができなかった。

したがって、処分庁が(オ)の方法を用いて承継前審査請求人の平均賃金を推算したことは、第193号通達を適切に適用した結果であるといえる。

(2) (オ)の方法を用いる場合には、賃金構造調査（全国計）における決まって支給する現金給与額に当該事業場所在の都道府県別賃金格差を考慮して得た金額を基礎とし、これに毎勤調査における当該賃金構造調査の調査対象年月が属する四半期と算定事由発生日が属する月の前々月間の賃金水準の変動を考慮して推算した金額を30.4で除して、平均賃金を算定することとされている。

本件では、算定事由発生日（平成26年5月30日）における最新データであった平成25年賃金構造調査によると、生産労働者の決まって支給する現金給与額（全国平均）は、19万0,300円であった。そこで、処分庁は、上記金額について、Cが所在したF県の都道府県別賃金格差及び毎勤調査における当該賃金構造調査の調査対象年月が属する四半期（平成25年4月～6月）から算定事由発生日が属する月の前々月（平成26年3月）までの賃金水準の変動率を乗じて、承継前審査請求人の平均賃金を算定した。

5 審査請求人は、処分庁の決定した平均賃金の額は不当に低すぎ、この金額を基に休業補償給付を受けても、給付額が不当に低く、生活に困窮すると主張するが、この主張を認めるに足りる根拠はない。

6 以上のとおり、本件決定処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）：平成30年8月31日

審理員の指名：令和2年6月5日

（本件審査請求の受付から約1年9か月）

反論書の提出期限：同年8月14日

審理員意見書の提出：同年12月16日

（反論書の提出期限から約4か月）

本件諮問：令和3年10月22日

（審理員意見書の提出から約10か月、本件審査請求の受付から約3年2か月）

(2) そうすると、本件では、審査庁において、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1年9か月、②反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約4か月、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約10か月を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約3年2か月もの長期間を要している。しかし、上記①から③までの各手續に上記の期間を要したことについて、特段の理由があったとは認められないから、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項参照）にもとるものといわざるを得ない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) なお、上記(1)のとおり、当審査会は、令和3年10月22日に本件諮問を受け付けたが、その後に、審査庁から、承継前審査請求人が同年3月9日に

死亡していることが判明したとの連絡があり、承継前審査請求人の相続人であるX₂から審査庁に対し同年1月30日付けで本件審査請求における審査請求人の地位を承継した旨の届出がされ、審査庁から当審査会に対し上記の承継があった旨の同年12月8日付けの通知があるまでの間、当審査会は、本件諮問について調査審議の進めることができなかつた。また、本件では、上記(1)のとおり、反論書が提出されずにその提出期限（令和2年8月14日）を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約4か月、審理員意見書の提出から本件諮問までに約10か月もの期間を要しており、この間に承継前審査請求人が死亡している。審査庁においては、審査請求事件の迅速処理に真摯に取り組む必要がある。

- (4) 上記(2)及び(3)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件決定処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 本件では、処分庁の決定した承継前審査請求人の平均賃金の額が適正であるかが問題となっている。

- (2) 労災保険法8条1項によれば、保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は、労働基準法12条の平均賃金に相当する額とされ、平均賃金を算定すべき事由の発生した日（算定事由発生日）は、診断によって労災保険法7条1項1号に規定する疾病の発生が確定した日とするとされている。本件疾病についての傷病年月日は、平成26年5月30日とされている（上記第1の2の(2)）から、本件の算定事由発生日は、同日ということになる。

そうすると、承継前審査請求人の平均賃金は、平成26年5月30日以前3か月間に承継前審査請求人に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定することになる（上記第1の1の(3)のア）が、承継前審査請求人の雇用主（C）が構内下請事業者として産業用機械の鉄製部品の加工を行っていた会社（工場）は現存しておらず、Cも廃業している（上記第1の2の(1)）ため、承継前審査請求人の平均賃金を労働基準法12条1項から6項までの規定によって算定することはできない。

したがって、承継前審査請求人の平均賃金は、労働基準法12条8項及び本件告示2条の規定によって算定することになる（上記第1の1の(3)のア及びイ）。

- (3) 労働基準法12条8項及び本件告示2条の規定を受けて、厚生労働省労働基準局長は、労働者が業務上疾病の診断確定日に既にその疾病の発生のお

そのある作業に従事した最後の事業場（最終事業場）を離職している場合における当該労働者の平均賃金の算定について、第556号通達及び第193号通達を発出している（上記第1の1の(3)のウ）。これらの通達によると、当該労働者が最終事業場を離職した日以前3か月間の賃金額が明らかであるときは第556号通達により、当該賃金額が明らかでないときは第193号通達により当該労働者の平均賃金を算定することになる。

承継前審査請求人は、本件労基署の担当官からの聴取に対し、当時の「給与は日給600円であったと思います。」と述べている（聴取書）が、これを確認することができる資料はないから、承継前審査請求人の平均賃金は、第193号通達により算定することになる。

したがって、処分庁が第193号通達により承継前審査請求人の平均賃金を算定したことに違法又は不当な点は認められない。

(4) 以下、第193号通達により承継前審査請求人の平均賃金を算定する。

ア 第193号通達は、平均賃金の算定方法として(ア)の方法から(ウ)の方法までを掲げ、これらの方法の適用を順次繰り下げて検討し、当該事案に相当と考えられる方法を適用すると定めている（上記第1の1の(3)のウ）から、まず、本件において適用すべき方法について検討すると、(ア)の方法は、算定事由発生日（本件では、平成26年5月30日）に最終事業場で業務に従事した同種労働者がいる場合に、当該同種労働者の平均賃金額を用いて平均賃金を推算する方法であるが、上記(2)のとおり、承継前審査請求人の雇用主（C）が構内下請事業者として産業用機械の鉄製部品の加工を行っていた会社（工場）は現存しておらず、Cも廃業しているから、本件では、(ア)の方法を適用することはできない。

次に、(イ)の方法は、算定事由発生日（本件では、平成26年5月30日）に最終事業場所在の地域等における同種同規模の事業場において業務に従事した同種労働者がいる場合に、当該同種労働者の平均賃金額を用いて平均賃金を推算する方法であるが、本件労基署が五つの事業所に対して行った所定の調査において同種労働者を確認することができなかった（平均賃金算定用情報票及びその添付資料、平成18年2月7日付けG労働局H課長事務連絡「離職後診断によって疾病の発生が確定した場合の平均賃金決定に係る調査要領等について」の記2）から、本件では、(イ)の方法も適用することができない。

また、(ウ)の方法は、労働者の職種が屋外職賃調査の調査対象職種に該

当する場合に、最新の屋外職賃調査の結果等を用いて平均賃金を推算する方法であるが、屋外職賃調査は、平成16年度をもって終了している（労働調査会出版局編『平均賃金の解説』（新訂版第2刷、令和2年7月発行）136頁の備考（*）参照）から、算定事由発生日が平成26年5月30日である本件では、(ウ)の方法も適用することができない。

さらに、(エ)の方法は、労働者の職種が賃金構造調査の調査対象職種に該当する場合に、最新の賃金構造調査の結果等を用いて平均賃金を推算する方法であるが、承継前審査請求人は、Cに雇用された直後に業務上負傷してCを退職しており（上記第1の2の(1)）、その職種が明らかでないから、本件では、(エ)の方法も適用することができない。

したがって、本件においては、(オ)の方法を適用することになる。

イ そこで、(オ)の方法の適用について検討すると、(オ)の方法は、最新の賃金構造調査（全国計）における決まって支給する現金給与額に都道府県別賃金格差を考慮して得た金額を基礎とし、これに当該賃金構造調査の調査対象年月が属する四半期と算定事由発生日が属する月の前々月間の賃金水準の変動を考慮して平均賃金を推算する方法であり、この場合には、推算した金額を「30.4」で除して平均賃金を算定することとされているから、平均賃金の額は、次の算式で算定されることになる。

平均賃金の額＝A×B×C÷D

A：最新の賃金構造調査（全国計）における決まって支給する現金給与額

B：都道府県別賃金格差率

（「都道府県別賃金格差」を考慮するためには、Aの金額を最終事業場所在の都道府県のものに引き直す必要があることから、「最終事業場所在の都道府県の決まって支給する現金支給額」（以下「都道府県別データ」という。）を「全国の決まって支給する現金給与額」（以下「全国データ」という。）で除して都道府県別賃金格差率（B）を計算し、これをAに乗ずることになる。）

C：賃金変動率

（「賃金水準の変動」を考慮するためには、Aの金額を算定事由発生日のものに引き直す必要があることから、「算定事由発生日が属する月の前々月の定期給与月額」を「最新の賃金構造調査の調査対象年月が属する四半期の1か月平均定期給付月額」で除して賃金変

動率（C）を計算し、これをAに乗ずることになる（昭和51年2月14日付け労働省労働基準局賃金福祉部企画課長事務連絡「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定に関する留意事項について」（昭和55年2月2日付け事務連絡による一部廃止後のもの。以下「昭和51年事務連絡」という。）の記2の参考1の注2で準用する第556号通達の記2の(2)。）

D：30.4

ウ 上記イの算式を本件に適用すると、以下のとおりである。

(ア) A（最新の賃金構造調査（全国計）における決まって支給する現金給与額）について

「最新の賃金構造調査」とは、算定事由発生日において刊行されていた最新の当該調査をいうとされている（昭和53年2月2日付け労働省労働基準局賃金福祉部企画課長事務連絡「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定に関する留意事項について」の記第1の10）から、算定事由発生日が平成26年5月30日である本件では、平成25年賃金構造調査が「最新の賃金構造調査」に該当することになる。平成25年賃金構造調査（全国計）の結果によると、承継前審査請求人が該当する区分（「産業：製造業、生産労働者（男）、学歴計・年齢：～19歳、企業規模：10～99人」）の「決まって支給する現金給与額」は、19万0,300円である（同年賃金構造調査・第1表）。

したがって、Aは、19万0,300円となる。

(イ) B（都道府県別賃金格差率）について

「都道府県別賃金格差」を考慮するためには、上記イのとおり、都道府県別データを全国データで除して都道府県別賃金格差率（B）を計算することになるが、平成25年賃金構造調査の結果には、F県に係る都道府県別データの承継前審査請求人が該当する区分に「決まって支給する現金給与額」のデータが掲載されていない（同年賃金構造調査・都道府県別第1表）。この場合には、当該年に近い当該データのある年の賃金構造調査の結果を用いることになっている（前掲『平均賃金の解説』146頁の備考（*7）参照）から、F県に係る上記データが掲載されている平成22年賃金構造調査の結果まで遡る（平成24年から平成22年までの各賃金構造調査・都道府県別第1表参照）と、当該データは17万5,500円であり（平成22年賃金構造調査・都道府県別第1

表)、全国データは18万3,000円である(同年賃金構造調査・第1表)。

したがって、Bは、 $0.96 (= 17万5,500円 \div 18万3,300円)$ となる(昭和51年事務連絡の記2の参考1の注1により、100分の1未満の端数は、四捨五入する。)

(ウ) C (賃金変動率) について

「賃金水準の変動」を考慮するためには、上記イのとおり、「算定事由発生日が属する月の前々月の定期給与月額」を「最新の賃金構造調査の調査対象年月が属する四半期の1か月平均定期給付月額」で除して賃金変動率(C)を計算することになるが、本件では、算定事由発生日は、平成26年5月30日であるから、算定事由発生日が属する月の前々月である同年3月の承継前審査請求人が該当する上記区分の現金給与額は、34万5,526円(毎勤調査・全国調査産業別常用労働者1人平均現金給与額(平成26年1月～4月))である。そして、「最新の賃金構造調査」は、上記(ア)のとおり、平成25年賃金構造調査であり、その調査対象年月は、平成25年6月である(賃金構造調査の調査対象年月は、毎年6月とされている(賃金構造基本統計調査規則(昭和39年労働省令第8号)6条。))から、平成25年賃金構造調査の調査対象年月(6月)が属する四半期である同年4月から6月までの間の承継前審査請求人が該当する区分(生産用機械器具製造業に係る「就業形態計、事業所規模5人以上、きまって支給する給与」)の1か月平均現金給与額は、33万6,575円である(毎勤調査・全国調査産業別常用労働者1人平均現金給与額(平成25年4月～6月))。

したがって、Cは、 $1.02 (= 34万5,526円 \div 33万6,575円)$ となる(昭和51年事務連絡の記2の参考1の注2で準用する第556号通達の記2の運用に関する昭和51年事務連絡の記1の(1)により、100分の1未満の端数は、切り捨てる。)

(エ) 平均賃金の額について

上記(ア)から(ウ)までによると、承継前審査請求人の平均賃金の額は、6,130円($= 19万0,300円 \times 0.96 \times 1.02 \div 30.4$)となる(昭和51年事務連絡の記2の参考1の注3により、円位未満は、四捨五入する。)

そうすると、処分庁が承継前審査請求人の平均賃金の額を6,130

円と決定したことは、適正である。

なお、審査請求人は、上記の平均賃金の額は不当に低すぎ、この金額を基に休業補償給付を受けても、給付額が不当に低く、生活に困窮すると主張する（上記第1の3）。しかし、第193号通達の定める平均賃金の算定方法は、労働者が最終事業場を離職した日以前3か月間の賃金額が明らかでない場合について、労働者の通常的生活賃金のありのままを算定するという労働基準法12条の基本原則に基づき、可能な限り労働者個人に着目して平均賃金を算定しようとするものであって、(ア)の方法から(オ)の方法まで順次適用を繰り返すことにより、労働者個人に着目した性質が次第に薄まる内容のものとなっているから、その算定方法に不合理な点があるとは認められない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、本件決定処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美